介護現場でのハラスメントについて

介護保険サービスは、要介護者の健康・福祉の増進を図るための大切なサービスであり、要介護者の幸せに直結する尊い仕事です。

一方、介護現場において、介護職員に対する無理な要求や威圧的な言動等、いわゆるハラスメントが問題になっており、心身への負担から離職原因の一つとなっています。高齢化が進み介護需要が高まる中、介護人材の不足は大きな課題です。

介護現場におけるハラスメントとは

１　身体的暴力　　身体的な力を使って危害を及ぼす行為

叩く　蹴る　つねる　物を投げる　つばを吐く　　など

２　精神的暴力　　個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為

大声で怒鳴る　土下座を強要する

制度上不可能な要求をする、また要求が叶うまで長時間拘束する

時間を問わず執拗に電話やメールをする　　など

３　セクハラ　　　意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為

必要もなく身体を触る　いやらしい話をする　つきまとう　　など

町では、要介護認定申請時に、介護ハラスメント予防啓発パンフレットを配布しています。

介護に従事される方が守られ、質の高いサービスが安定して提供されるために、介護サービスを

利用される側も提供する側も、お互いに相手の立場を思いやることが大切です。

* 認知症等の病気や、障害の症状として現れた行動（暴行・暴言・徘徊など）はハラスメント

には該当せず、よりよりケアにつながるよう、ケアマネジャーや主治医等と相談して対応していくことが望ましいとされています。